

令和3年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年2月26日（金） 14時01分開会
15時21分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
指宿商業高校校長	福永 純一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

・ 日程第1 報告第1号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について

- ・ 日程第2 報告第2号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
 - ・ 日程第3 報告第3号 令和3年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
 - ・ 日程第4 議案第1号 指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第2号 第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）の策定について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目・2項目目でございます。

1月27日の水曜日に第5回指宿市立小・中・高等学校校長研修会、2月3日の水曜日に教頭研修会がございました。この会につきましては、学習定着度調査の結果が出ておりましたので、それに基づいた具体的な分析と、これからの対策等についてお話をしたところでございます。

3項目目でございます。

2月9日、新山川小学校バスターミナルの視察に行つてまいりました。マイクロバスが6台、10人乗りの乗用車が1台、計7台で運営してまいります。その他、駐車場には普通車が30台止められるようになっております。この視察の後に子供たちが通るルート、乗降する停留所を見てきました。

4項目目でございます。

2月10日の16時から、指宿商業高等学校全国大会出場及び受賞報告等表敬訪問がございました。女子ソフトテニス部が九州高校新人大会で準優勝しまして、3月に愛知県にて全国選抜大会が行われるという報告がございました。そして、韓国語は、「話してみよう韓国語」鹿児島大会のスキット部門（寸劇）で、最優秀賞を受賞いたしました。こちらも3月に東京で行われる全国大会に出場予定でしたが、コロナ禍のため、リモートで発表する予定となっております。もう一つ、かごしまおいしいもの選手権で、3年生の女子生徒の作品が最優秀賞に輝いたという報告がございました。この他にも、たくさんの生徒の活躍をお聞きして、嬉しく思ったところでございます。

5項目目・8項目目でございます。

第32回、第33回の指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。

6項目目でございます。

第68回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿チーム出発報告がございました。運営委員長、監督、選手代表が報告にいらっしやいました。

7項目目でございます。

2月15日・16日に、校長面談最終申告が行われました。この2日間におきまして、各学校の先生が今年度の目標で達成したこと、今後の課題と具体策を話していただきました。

9項目目でございます。

第34回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第68回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿地区チーム解団式が、なのはな館中央ホールで行われました。女子が11位、男子が10位という結果でございましたが、男子はチーム新記録が9つ、区間の上位も数名出ておりますので、来年度、期待ができるのではないかと考えております。

10項目目でございます。

2月22日の10時半から、新型コロナウイルス感染症予防備品寄贈式が行われました。指宿法人会の会長、副会長、事務局の3名の方に参加していただきまして、各学校にアルコールディスペンサー、詰め替え用のアルコール消毒液、サージカルマスクの寄贈がございました。とても有難いことだと思います。

11項目目でございます。

令和3年第1回指宿市議会定例会本会議が始まりました。2月24日・26日が本会議となり、30日間の会期で定例会が行われます。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第1号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，報告第1号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊1の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）は，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億2,046万4千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，329億5,020万円とするものであります。

6ページをご覧ください。

中ほどになりますが，款9教育費は2億5,793万7千円を減額し，歳出の総額を44億9,599万7千円にするものであります。今回の補正は，令和2年度の事業費の確定による不用額の整理等が主なものでありますが，そのうち増額した事業につきましてご説明申し上げます。

歳入からご説明いたしますので，17ページをご覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金，節1総務管理費補助金8,016万6千円の補正のうち，所管分は760万で，学校保健特別対策事業に係る費用に，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

18ページをご覧ください。

目8教育費国庫補助金，節1小学校費補助金のうち，540万円，節2中学校費補助金のうち，220万円，節6高等学校費補助金100万円の補正は，いずれも新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育活動継続支援のための，学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであります。

節3社会教育費補助金のうち，28万円は，遺跡確認調査費の文化庁補助金を増額するものであります。

節4保健体育費補助金のうち，1,520万円は，市営野球場改修工事費の財源に充当する社会资本整備総合交付金の決定に伴い増額するものであります。

次に，歳出についてご説明いたしますので，34ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について，所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の小学校振興総務費，129万8千円の補正は，令和3年度に新設又は増設予定の特別支援学級（指宿小学校，魚見小学校及び今和泉小学校）に必要な備品を購入するものであります。

次の中学校振興総務費、57万円の補正は、令和3年度に新設予定の特別支援学級（北指宿中学校、西指宿中学校、開聞中学校）に必要な備品を購入するものであります。

学校整備室の小学校管理総務費、77万円の補正は、令和3年度に指宿小学校と今和泉小学校に、特別支援教室を設置することに伴う畳の移設や、同じく特別支援教室を設置するため、魚見小学校の教室を2つに分割することによる間仕切り用カーテンの移設、黒板灯増設などの電気設備改修に係る費用であります。

学校教育課の教職員研修事業費、380万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等に資する小中学校の教職員研修等支援に係る費用380万円の補助金であります。

次の学校保健体育管理費（小学校費）の810万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における消耗品及び備品の購入費用であります。

次の学校保健体育管理費（中学校費）の330万円の補正も同じく、新型コロナウイルス感染症対策のための中学校における、消耗品及び備品の購入費用であります。

指宿商業高等学校の学校管理費、200万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品及び備品の購入費用及び教職員研修等支援に係る費用の補助金であります。

なお、ただいま申しあげました教育委員会所管分の増額補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で、報告第1号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、説明を終わります。

（吉元教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（吉元教育長）

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第1号は終了いたします。

（吉元教育長）

次に、日程第2、報告第2号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（鶴窪部長）

日程第2、報告第2号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊2の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億306万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、331億5,326万7千円とするものであります。

4ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は、1億5,396万7千円を追加し、歳出の総額を46億4,996万4千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、4,944万7千円のうち、所管分は34万7千円で、新型コロナウイルス感染症拡大によって、令和2年4月22日から5月6日までの期間、休業協力要請した体育施設指定管理者の減収部分に対して、追加して支払う指定管理料の財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

目8教育費国庫補助金、節1小学校費補助金 1,916万3千円の補正は、今和泉小学校体育館大規模改造工事に係る学校施設環境改善交付金であります。

款22市債、項1市債、目8教育債、節2小学校債、1億3,440万円の補正は、今和泉小学校体育館大規模改造工事に係る学校教育施設等整備事業債であります。

次に、歳出について説明いたしますので、11ページをご覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料、314万円の補正は、今和泉小学校体育館大規模改造工事監理業務に係る委託料を増額するものであります。

節14工事請負費、1億5,048万円の補正は、今和泉小学校体育館大規模改造工事（建築工事費及び電気設備）に係る工事請負費を増額するものであります。

12ページをご覧ください。

項7保健体育費、目2社会体育施設費、節12委託料、34万7千円の補正は、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策による休業に伴う減収部分に対して、体育施設指定管理者に支払う指定管理料を増額するものであります。

5ページをご覧ください。

繰越明許費について、ご説明いたします。今和泉小学校体育館大規模改造工事に係る監理業務委託料及び工事請負費の補正額1億5,362万円は、全額繰越明許費として追加するものであります。

ただいま申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては、13ページに所管課毎に詳細を示してありますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報告第2号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、説明を終わります。

（吉元教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第2号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，報告第3号，令和3年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，報告第3号，令和3年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和3年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊3の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、270億8,000万円と定め、前年度比3.2%，8億8,800万円の減額となっております。

15ページをご覧ください。

歳出予算の款9教育費は、29億5,561万7千円を計上いたしました。前年度と比較して、32%，13億9,115万6千円の減額であります。

それでは、歳入から主なものをご説明いたしますので、22ページをご覧ください。

款13分担金及び負担金，項2負担金，目4教育費負担金，186万1千円は、節1小学校費負担金から節3高等学校費負担金までで、日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

23ページをご覧ください。

款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料，7,516万3千円は、節1教育総務使用料から次のページの節7保健体育使用料までで、主なものは節4高等学校使用料，6,278万3千円の指宿商業高等学校の授業料や入学料，節6社会教育使用料，863万7千円の考古博物館や市民会館など，社会教育施設の使用料であります。

27ページをご覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目7教育費国庫補助金，5,812万3千円は、節1小学校費補助金から節4保健体育費補助金までで、主なものは、節3社会教育費補助金，516万8千円で遺跡確認調査費に係る補助金，節4保健体育費補助金5,130万円で市営野球場改修工事に係る社会資本整備総合交付金であります。

30ページをご覧ください。

款16県支出金，項2県補助金，目8教育費県補助金，134万4千円の主なものは、節2社会教育費補助金，103万6千円で遺跡確認調査費と，かごしま地域塾推進事業費に係る補助金であります。

33ページをご覧ください。

款17財産収入，項1財産運用収入，目1財産貸付収入，節1土地建物等貸付収入，1,192万9千円のうち，教育委員会所管分は，説明欄上から3行目の校長住宅等貸付料348万8千円で，教職員住宅19戸分であります。

34ページをご覧ください。

項2財産売払収入，目1不動産売払収入，節1土地建物売払収入，930万円のうち，教育委員会所管分は450万円で，教職員住宅売却に伴う売払収入であります。

35ページをご覧ください。

款19繰入金，項2基金繰入金，目2新小田奨学資金基金繰入金，59万9千円は，新小田奨学資金奨学生10名分に係る繰入金であります。

36ページをご覧ください。

目6スポーツ・文化振興基金繰入金，202万5千円は，スポーツ・文化の各種大会に出場する個人・団体への補助金等に充てるための繰入金であります。

目8図書購入基金繰入金，70万円は，小中学校・指宿商業高校及び図書館等の図書購入に充てるための繰入金であります。

37ページをご覧ください。

款21諸収入，項4雑入，目1雑入，3億8,179万円のうち，教育委員会所管分は，節1電気料実費徴収金の説明欄上から2行目の商業高校，3行目の博物館，4つ下の公民館，次のページ一番上の体育館，6つ下の山川文化ホール，次の市民会館の計511万4千円であります。

節4販売等収入は，説明欄2行目の体育施設，次のページ1行目の博物館の販売品売上手数料，3つ下のミュージアムグッズ売払収入，一番下のフットボールパーク売払収入の，計114万5千円であります。

節5その他雑入は，説明欄上から9行目の市民講座個人負担金97万5千円，2つ下の日本海事科学振興財団助成金180万6千円，次のページ1行目の指宿まると博物館情報発信事業費169万2千円，11行目の雇用保険料被保険者負担金183万6千円のうち，所管分100万6千円が主なものであります。

42ページをご覧ください。

款22市債，項1市債，目8教育債，9億7,510万円のうち，節1教育総務債3,900万円は，過疎対策事業債を活用して，外国語指導助手招致事業と特別支援教育支援員配置事業を行うものであります。

節2社会教育債，6億1,880万円は，市町村合併特例債を活用して市民会館整備関連工事を行うものであります。

節3保健体育債，3億1,550万円のうち，説明欄1行目の市町村合併特例事業債（体育施設）2億7,750万円は，市町村合併特例債を活用して市営野球場改修工事を行うものであります。

同じく，説明欄2行目の過疎対策事業（給食施設）3,800万円は，過疎対策事業債を活用して山川学校給食センター下処理室等改修事業を行うものであります。

節4高等学校債，180万円は，市町村合併特例債を活用して指宿商業高等学校屋外トイレ改修工事に伴う設計業務委託を行うものであります。

以上が，教育委員会所管の主な歳入であります。

次に、歳出の主のものについてご説明いたしますので、47ページをご覧ください。

表の一番下、計の欄です。款9教育費、項1教育総務費には3億6,700万2千円を計上いたしました。

45ページにお戻りください。

目1教育委員会費、209万4千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

46ページをご覧ください。

目2事務局費、2億6,685万円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校事務補助員等の会計年度任用職員の報酬及び教職員住宅の管理費、魚見小学校校長住宅解体工事に係る経費であります。

47ページをご覧ください。

目3教育振興費、9,805万8千円の主なものは、学校運営協議会の委員報酬や望ましい学校づくり調整会議委員への報償、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や、外国語活動支援員配置事業、小学5年から中学1年の小中一貫教育中期における交流活動や、中学校教員による乗り入れ授業を行う小中一貫教育推進事業、千歳市との青少年交流事業、トップアスリート等が小学5年を対象に授業を行う「こころのプロジェクト夢の教室事業」、スポーツの普及、競技力向上の対策や、文化活動の技量向上対策として活用する、スポーツ・文化振興基金の積立金等に係る経費などであります。

49ページ、上の表の計の欄をご覧ください。

項2小学校費には、1億7,048万5千円を計上しました。

48ページにお戻りください。

目1学校管理費、9,598万6千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料、指宿小学校放送設備更新業務委託、開聞小学校シャワー設置工事に係る経費などであります。

目2教育振興費、3,576万2千円の主なものは、各小学校の消耗品及び教材・図書備品購入費やパソコン借り上げ料等であります。

目3学校教育振興費、3,873万7千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護児童就学援助費等であります。

50ページ、上の表の計の欄をご覧ください。

項3中学校費には、1億1,190万7千円を計上しました。

49ページにお戻りください。

目1学校管理費、5,037万2千円の主なものは、各中学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料などであります。

50ページをご覧ください。

目2教育振興費、2,558万1千円の主なものは、各中学校の消耗品及び教材・図書備品購入費やパソコン借り上げ料等であります。

目3学校教育振興費、3,595万4千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護生徒就学援助費等であります。

52ページ、上の表の計の欄をご覧ください。

項4高等学校費には、4億7,759万1千円を計上しました。

50ページにお戻りください。

目1 学校管理費，4億5,226万1千円の主なものは，職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費，屋外トイレ改修工事設計業務委託料，施設の維持・管理に係る経費及び消耗品費であります。

52ページをご覧ください。

目2 教育振興費2,533万円の主なものは，指宿商業高等学校の教材・図書備品購入費及びパソコン借上料ほか，指宿商業高等学校活性化補助金であります。

57ページ，表の計の欄をご覧ください。

項6 社会教育費には，9億7,030万7千円を計上しました。

53ページにお戻りください。

目1 社会教育総務費，1億1,375万3千円の主なものは，職員人件費等であります。

54ページをご覧ください。

目2 公民館費，3,913万6千円の主なものは，中央公民館及び校区公民館主事の報酬・手当等の人件費のほか，各公民館の管理運営に要する経費であります。

目3 図書館費，6,499万4千円の主なものは，市立図書館の指定管理委託料のほか，管理運営に要する経費であります。

55ページをご覧ください。

目5 青少年育成費，304万9千円の主なものは，青少年対策のための青少年問題協議会や少年育成センターの設置，青少年健全育成のための地域青少年体験事業補助金や青少年育成推進員の配置等に要する経費であります。

目6 文化財保護費，1,632万5千円の主なものは，遺跡確認調査の現場作業員及び室内整理作業員の報酬のほか，国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡等の管理委託料や，橋牟礼川遺跡報告書作成のための出土遺物実測委託料及び報告書印刷製本費等であります。

56ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費，7億2,336万7千円の主なものは，市民会館・山川文化ホールの指定管理委託料，指宿市民会館建築工事のうち，令和3年度に支払う工事請負費等であります。

57ページをご覧ください。

目8 社会教育振興費，932万9千円の主なものは，生涯学習フェスティバルの開催，社会教育団体の活動支援，学校応援団及び地域学校協働活動の推進に係る経費等であります。

60ページ，上の表の計の欄をご覧ください。

項7 保健体育費には，8億5,824万5千円を計上しました。

58ページにお戻りください。

目1 社会体育総務費，7,118万7千円の主なものは，職員人件費，各種スポーツ大会等の開催，各種団体育成補助事業，学校体育施設開放事業，県民体育大会地区大会及び県下一周駅伝，県地区対抗女子駅伝に係る南薩地区体育協会連絡協議会負担金等に係る経費であります。

59ページをご覧ください。

目2 社会体育施設費，4億6,799万7千円の主なものは，いぶすきフットボールパークの天然芝や施設管理に係る消耗品費及び光熱水費等，市内22の体育施設の指定管理料，市営野球場改修工事に係る監理業務委託料及び工事請負費などであります。

目3 学校給食センター費、3億1,906万1千円の主なものは、職員人件費、学校給食センターの管理運営に係る経費、山川学校給食センターの老朽化に伴う施設等改修費、学校給食費等補助金及び指宿・山川両学校給食センターの調理配送等の業務委託に係る経費であります。

以上が、令和3年度指宿市一般会計予算のうち、教育委員会所管分の概要であります。

なお、別冊資料「報告第3号 令和3年度指宿市一般会計予算（参考資料）主要事業説明書」に各課等の主な事業と事業概要及び負担金・補助金の一覧をお示ししてありますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

開聞小学校にシャワー設備を設置すると説明がありました。前任の校長先生から、保健室にシャワー室がないというお願いがあったのですが、何処に設置されるのか教えていただけないでしょうか。

(中島室長)

おっしゃるとおりの保健室を予定しています。学校からも強く要望がございまして、子供に何かあった時にすぐ使えるようにということで、設置するものでございます。

(福富委員)

報酬の中に、会計年度任用職員の報酬がございましたけれども、小学校が再編されることにより3校分減るということで、人件費は削減という方向なのでしょうか。それとも、別な所に人を回すということになるのでしょうか。

(鮎川課長)

山川地区の4小学校が1つに再編されるということで、全体として小中学校17校が14校になります。その分、人件費は減るということになります。

(福富委員)

それは、辞めてもらうということなのでしょうか。

(鮎川課長)

図書の事務職員につきましては、学校が3校なくなりますので、学校の図書館では働けないこととなります。お一人の方はご自分で辞めるということで、あとのお二人につきましては、図書館ではなく、別の部署を現在探している状況です。

事務補助員につきましても、お一人はご自分で辞める、あとのお二人は学校ではないですが、4月以降は別な部署で働くことが決まっております。

(七夕職務代理者)

なのはな教室の指導員 1 人，派遣型相談員 4 人の予算を計上しておりますけれども，なのはな教室を各地域に増設する考えはないのかということをお尋ねいたします。

(常深課長)

なのはな教室は北側別館の 1 箇所を設置しており，現在はそこだけでしか考えておりませんが，今後，検討していきたいと思っているところです。

(七夕職務代理者)

別の地域で，なのはな教室を利用する児童生徒が増えた場合。例えば，山川・開聞の児童生徒が多くなった場合，通うのは非常に大変です。山川・開聞地域にも，なのはな教室みたいなのがあればいいなという声を聞きましたので，よろしく願いいたします。

(常深課長)

ご意見として承っておきます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第 3，報告第 3 号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に，日程第 4，議案第 1 号，指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第 4，議案第 1 号，指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の 5 ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 4 号の規定により教育委員会の議決を求めます。

改正の理由は，少子化による生徒減少に伴い，募集定員の確保が難しく，さらに私立高校の授業料無償化や特色ある推薦制度，スクールバスや定期代補助，施設整備の充実などによ

り年々生徒確保が困難になっているため、今後は、社会や経済の変化を見据え、地域創生や観光、AIに対応するための知識技術を学ぶ学習内容に移行していく必要があることから、この学則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

第2条第4号は、学科を「商業マネジメント科、会計マネジメント科、情報マネジメント科」に改めるものであります。

第4条は、生徒の定員を現行の600人から「商業マネジメント科に各学年120人、会計マネジメント科に各学年40人、情報マネジメント科に各学年40人」に改めるものであります。

次に、10ページをご覧ください。

第1号様式では、表中の本文を「右の者は本校（甲）の課程を修了したことを証する」に改め、記載注意をお示しのとおり追加するものであります。

次に、11ページをご覧ください。

第2号様式及び次のページの第2号様式の2では、表中の貴校全日制課程の後ろの商業科を削除し、削除後の空欄に再編した学科を記載するよう改めるものであります。

13ページをご覧ください。

附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしておりますが、第1号様式、第2号様式及び第2号様式の2の改正規定は、令和3年4月1日から施行することとしております。

また、改正後の第2条第4号及び第4条の規定の適用については、令和4年度に第1学年に在学する者から適用し、令和4年度に第2学年及び第3学年に在学する者並びに令和5年度に第3学年に在学する者については、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

11ページの第2号様式では下の段にある中学校校長名が、新しい様式ではなくなっておりますが、なくした理由を教えてくださいと思います。

(湯ノ口事務長)

申し訳ございません。そこは中学校校長名の記載漏れでございます。訂正方をお願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第1号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4，議案第1号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5，議案第2号，第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5，議案第2号，第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）の策定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の14ページをご覧ください。

第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）を別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料の4をご覧ください。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものであります。

第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）につきましては、昨年11月26日開催いたしました、第11回教育委員会定例会及び第3回総合教育会議において、指宿市教育大綱と合わせまして、これまでの計画の策定経緯及び今期計画（案）の概要並びに各課等の見直し事項や重点的に取り組む施策等について、ご説明申し上げ、皆様からご意見等をいただいたところでもあります。そのご意見等を踏まえ、所要の見直しを行ったのち、12月7日から本年1月12日までの間、パブリックコメント制度に基づき市民等へ公表し、広く意見募集を行いました。

その結果、4人の方から多岐にわたる意見が寄せられました。また、別途、人権擁護委員協議会からも要望をいただいたところでもあります。今回のパブリックコメントでいただきましたご意見等につきましては、それぞれ関係所管課と協議のうえ、教育委員会としての考え方を整理し、必要に応じて見直しを行いましたので、その内容について鮎川教育総務課長がご説明申し上げます。

(鮎川課長)

それでは、パブリックコメントでいただきましたご意見等に対する市の考え方についてご説明いたします。

今回、第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）に37件、指宿市教育大綱に6件、合わせて43件のご意見が寄せられました。

別添資料の「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）に対するご意見とそれに対する市の考え方」をご覧ください。A3判横の資料になります。

資料にお示しのとおり、いただきました37件のご意見を踏まえ、所要の見直しを行っております。

それでは、1ページの上、1番から順に今回見直しを行った部分について、ご説明申し上げます。

今回見直しを行った部分につきましては、別冊4「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の修正箇所に、ゴシック体と下線（アンダーライン）で標記してありますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、以後の説明においては、指宿市教育大綱は「大綱」と、第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）は「計画」と呼ばさせていただきますのでご了承ください。

まず、1番です。計画全般に関して大綱を修正した場合は、大綱に合わせて計画の項目を修正・整理する必要があるのではないか。とのご意見に対しましては、右側の「意見に対する市の考え方」の欄をご覧ください。大綱の修正等を行った部分は、計画にも反映させ修正をいたしました。

大綱につきましては、この後の総合教育会議でご協議いただく予定としておりますが、計画は大綱に基づき、個別具体の取組等を定めるものであることから、今回のご意見を踏まえ、大綱を見直した部分については、大きく3点ございますが、ここでは概要のみとし、詳細につきましては、総合教育会議の中でご説明させていただきます。

まず、1点目です。大綱の「取組の視点」の「5 学校規模の適正化」を「学校規模の適正化と安全安心な教育環境の推進」に改めております。

2点目は、大綱の構成について「基本理念」→「取組の視点」→「教育施策の方向性」の順に改め、併せて「施策の重点事項」を「教育施策の方向性」と関連付けて整理しなおしました。

なお、「施策の重点事項」の掲載順についても、施策の方向性と関連付けたことに伴い改めております。

3点目は、大綱の「今後計画的に取り組む施策」について、見出しを「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）概要版」に改め、教育大綱から切り離して整理いたしております。

以上が、1番の大綱の修正部分であります。

1点目の項目のタイトルを見直した部分につきましては、別冊4の10ページをご覧ください。

（5）の「学校規模の適正化と安全安心な教育環境推進」のアンダーライン部分に反映させております。

それから、3点目の大綱の「今後計画的に取り組む施策」の部分につきましては、別冊で「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）概要版」という資料がございますが、大綱と切り離して整理をさせていただきました。以後の説明においては、「計画（概要版）」と呼ばさせていただきます。

次に、2番になります。これも全般に関してになりますが、目次を追加したらどうか。とのご意見に対しましては、大綱と計画は、「指宿の教育」という冊子にまとめますので、そこに目次を掲載することといたしました。

次に3番の、教育現場（環境）に多大な影響が出ている新型コロナウイルス感染予防に対する考え方を明記し、事前に備えておくほうがよいと思う。とのご意見に対しましては、計画の24ページをご覧ください。

「Ⅰ－⑨ 健康教育の充実」の【3 主な取組】の6つ目に、「○ 児童生徒、教職員等がインフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症などの感染症について正しく理解し、感染予防や人権に配慮した正しい行動をとることができるよう、家庭や関係機関と連携を図り、健康教育の一層の充実に努めます。」を追加しました。

また、計画（概要版）の1ページをご覧ください。

「Ⅰ－⑨ 健康教育の充実」の1番下の4つ目に、「◆ 感染症予防等に関する教育の充実」を追加しております。

次に6番、計画の16ページをご覧ください。

「Ⅰ－③ 人権教育の充実」について、人権教育は人権啓発も必須であり、双方の特性や活動を理解し連携しながら取り組むことによって、人権についての意識の拡がりや深まりの効果がでるので、主な取組の項目に「○ 人権擁護機関と連携し、人権教室の実施等、児童生徒に対する人権啓発活動を実施します。」の文言を加えることを希望する。とのご意見に対しましては、【3 主な取組】の3つ目に「○ 人権擁護機関等と連携し、人権教室の実施等を通して、差別に対する理解と、相手の立場で考えることができる感性豊かな人間形成を目指した人権教育及び人権啓発活動を推進します。」を追加いたしました。

次に7番、計画の25ページをご覧ください。

「Ⅱ－① 確かな学力の向上」について、日本語が母語でない子どもは、十分な日本語の理解や表現ができずに、授業の中で孤独や困惑を感じていることが多く、子どもに丁寧に関わっていく仕組みが薄い面があるので「○ 帰国子女や外国人を親にもつ子ども等、日本語が母語でないことで、日本語の授業の理解や表現が難しい児童生徒に、教室で学べる基礎学力の力を育成できる仕組み作りや支援に努めます。」の文言を追加することで、寄り添ったり、対策したり出来る仕組みづくりのきっかけにもなるではないか。とのご意見に対しましては、

【2 これからの施策の方向性】の9つ目に、「○ ICTや音声翻訳機等を活用し、帰国・外国人児童生徒が安心して学習できる環境づくりに努めます。」を追加いたしました。

次に8番、計画の29ページをご覧ください。

「Ⅱ－④ 幼児教育の充実」について、内容が平成28年に策定された前回の計画と全く同じで、この5年間の取組はなされなかったのかと受け止めてしまう。成果や反省をもとに、具体的な取組を見直していくべきではないか。また、スタートカリキュラムは幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐものであるが、記載内容では小学校入学後に必要なカリキュラムと捉えてしまう。「基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できない幼児」がいる状態が、5年間全く変わらないのであれば、市としてのアプローチカリキュラムを含めたスタートカリキュラムが必要ではないのか。とのご意見に対しましては、「Ⅱ－④ 幼児教育の充実」を次のとおり改めました。

【1 現状と課題】の2つ目に、「○ 幼稚園教育要領，保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年度から施行され，各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。」を追加しました。

【2 これからの施策の方向性】の2つ目に、「○ 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため，幼稚園や保育所，認定こども園と小学校が連携した取組の一層の推進を図ります。」を追加しました。

【3 主な取組】の2つ目を「○ 小学校や幼稚園や保育所，認定こども園との合同研修会を開催し，連携を図りながら適切な就学指導に努めます。」に，3つ目を「○ 子どもの発達段階や学びの連続性を踏まえ，小学校教育との円滑な接続を図るため，幼児と児童の交流や教員の情報交換，小学校におけるスタートカリキュラム（幼児期と児童期をつなぐ教育課程）の充実を図り，小学校入学当初においては複数の教科を関連させたり，弾力的な時間割を設定したりするなどの工夫に努めます。」に，それぞれ改めました。

次に9番，計画の25ページをご覧ください。

「Ⅱ－① 確かな学力の向上」に「ICTを活用した効果的な授業の推進」を追加してはどうか。とのご意見と，10番と11番，いずれも計画の31ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑥ 教育の情報化の推進」に関して，「ICTの効果的な活用についての各種研修会の充実」を「ICTの効果的な活用についての各種研修会の充実とオンライン授業の推進」に変更してはどうか。とのご意見と，新型コロナウイルスによる新しい生活様式で，教育環境も大きく変化することに対応して，ICTを最大限活用した取組は必要不可欠であるため，「市内の学校間をつなぐオンライン授業の推進」や「学校と家庭をつなぐオンライン授業の推進」を追加してはどうか。とのご意見に対しましては，31ページの【3 主な取組】の2つ目を「○ 教員が，児童生徒一人一人の個性や能力に応じた，ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりやオンライン授業を推進します。」に改めました。

また，計画（概要版）の2ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑥ 教育の情報化の推進」の1つ目を「◆ ICTを活用した授業の推進と効果的な活用法についての各種研修会の充実」に改めました。

次に，12番から14番は，いずれも計画の34ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑦（ウ）国際理解教育」に関して，「国際理解の内容とそれを行う意義」や「グローバル人材の育成」，「アクティブ・ラーニングの実践」という項目を追加したらどうか。とのご意見に対しましては，「Ⅱ－⑦（ウ）国際理解教育」を次のとおり改めました。

【1 現状と課題】の1つ目を「○ グローバル化の一層の進展が予想される中，日本人としての自覚を持ち，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与し，異文化を理解しようとする態度，コミュニケーション能力，主体性・積極性等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため，国際理解教育を推進することは大変重要です。」に改め，教育の意義を明記しました。

【2 これからの施策の方向性】の1つ目を「○ これからの国際社会において自ら思考し判断し，言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことのできる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。」に改めました。

【3 主な取組】の4つ目に，「○ 各学校において，外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう，主体的・対話的で深い学びの視点か

ら授業改善を図ります。」を追加し、「グローバル人材の育成」の内容と、「アクティブ・ラーニングの実践」（主体的・対話的で深い学びの視点）を明記いたしました。

また、計画（概要版）の3ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑦（ウ）国際理解教育」の1つ目に、「◆ 言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができ、グローバルに活躍できる児童生徒の育成」を追加しました。

次に15番、計画の36ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑦（オ）主権者教育」の内容を少し膨らませたほうが良くないか。とのご意見に対しましては、計画（概要版）の3ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑦（オ）主権者教育」の1つ目に「◆ 自ら思考し判断することのできる主権者としての意識を持った児童生徒の育成」を追加しました。

次に19番、計画の42ページ、「Ⅲ－⑥ 教育環境の整備・充実」の中にある「GIGAスクール構想に基づくICT環境整備及び機材等備品の整備・充実」は、31ページにあります「Ⅱ－⑥ 教育の情報化の推進」と内容が重複しているので、まとめたらどうか。とのご意見と、20番、計画の42ページの「Ⅲ－⑥ 教育環境の整備・充実」の中にある「学校規模の適正化の推進」は、38ページの「Ⅲ－② 学校運営の充実」の一環としてまとめたらどうか。とのご意見と、21番、計画の41ページの「Ⅲ－⑤ 安全・安心な学校づくり」と42ページの「Ⅲ－⑥ 教育環境の整備・充実」は、一部事項を除き、施設や備品の整備についての内容であるため、「安全・安心な教育環境の整備された学校づくり」とまとめたらどうか。とのご意見と、22番、計画の42ページの「Ⅲ－⑥ 教育環境の整備・充実」の中にある「学校施設の整備・充実」、「トイレの洋式化や放送機器等の学校設備の整備・充実」は、41ページの「Ⅲ－⑤ 安全・安心な学校づくり」の一環として、まとめたらどうか。とのご意見に対しましては、計画の42ページをご覧ください。

「Ⅲ－⑥教育環境の整備・充実」の項目名を「Ⅲ－⑥学校規模の適正化と教育環境の整備充実」に改め、内容を整理しました。

また、教育の情報化に関する内容は、計画の31ページをご覧ください。

「Ⅱ－⑥ 教育情報化の推進」に集約しております。

計画（概要版）の2ページをご覧ください。

一番下になりますが、「GIGAスクール構想に基づくICT環境整備」を追加いたしました。

23番と24番は、計画の43ページから46ページの施策の方向性「Ⅳ 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」全体の構成等に対するご意見で、23番、計画の43ページをご覧ください。

「Ⅳ－① 地域住民が支援する学校づくりの推進」は、「Ⅳ－① 地域と連携した学校づくりの推進」としたらどうか。とのご意見と、24番、計画の43ページから46ページ、「Ⅳ－① 地域住民が支援する学校づくりの推進」、「Ⅳ－② 地域ぐるみによる子どもの育成」、「Ⅳ－③ 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり」、「Ⅳ－④ 家庭の教育力の向上」の並び順について、1と3は児童生徒を取り巻く支援体制に関することであり、2と4は児童生徒の地域や家庭における育成そのもの内容となっているので、1－3－2－4の順としたらどうか。とのご意見に対しましては、「県教育振興基本計画」との整合を図るため、順番を2－1－3－4の順に改め、項目の名称を県に合わせまして、「Ⅳ－① 地域ぐるみでの子供の育成」「Ⅳ

－② 地域を支える次世代の人づくり」「IV－③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり」に改めて、計画及び計画（概要版）の5ページに掲載しました。

なお、ただいまの施策の方向性IVの構成等の見直しと、先程の施策の方向性III－6の項目名の見直しをいたしました。計画の12ページをご覧ください。

具体的施策の展開になります。こちらのほうにも同様に、先程申し上げました「学校規模の適正化と教育環境の整備・充実」や「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」の所も、見直した部分をこちらにも反映させております。

以上が、いただきましたご意見に対する市の考え方と、見直しを行った内容であります。

ただいまご説明いたしました、意見等に対する回答（見直し結果）につきましては、本日の会議で可決されたのち、市のホームページで公開いたします。

なお、指宿市教育大綱につきましては、この後引き続き開催いたします総合教育会議において、ご協議いただく予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第2号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第2号は、提案のとおり可決することといたします。

7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

これよりその他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。